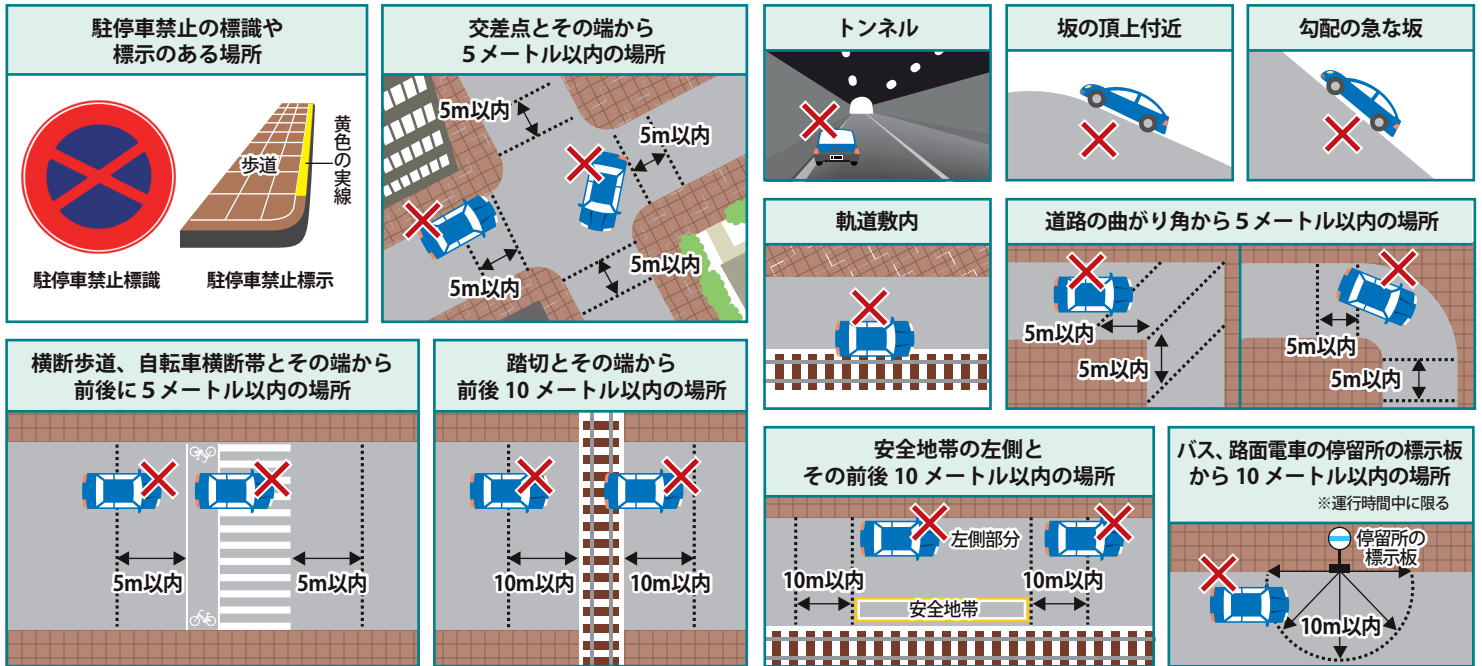


駐車許可証等を掲出していても駐車することができない場所等

駐車許可証や駐車除外標章を掲出している場合、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

●停車及び駐車を禁止する場所（道路交通法第 44 条関係）

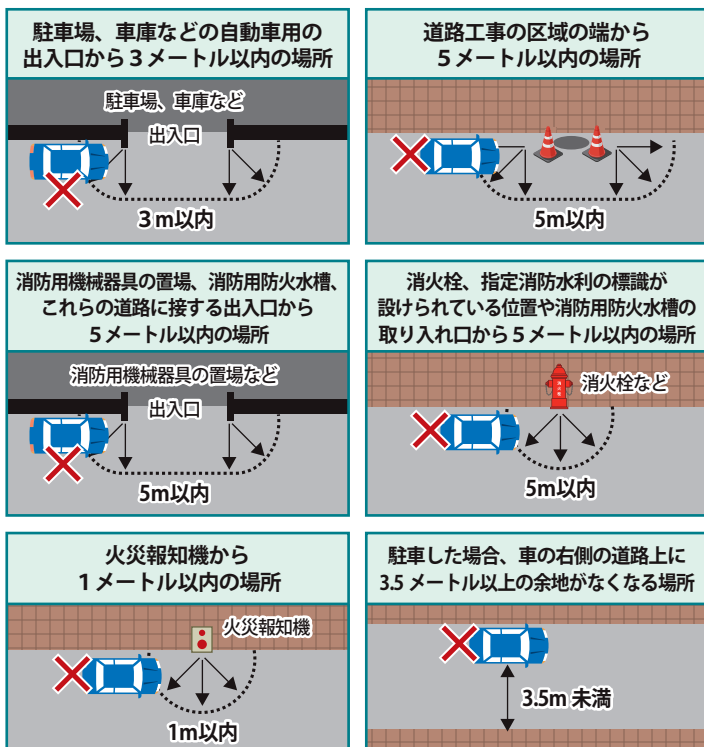
※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く



※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐車禁止です（道路交通法第 75 条の 8）。

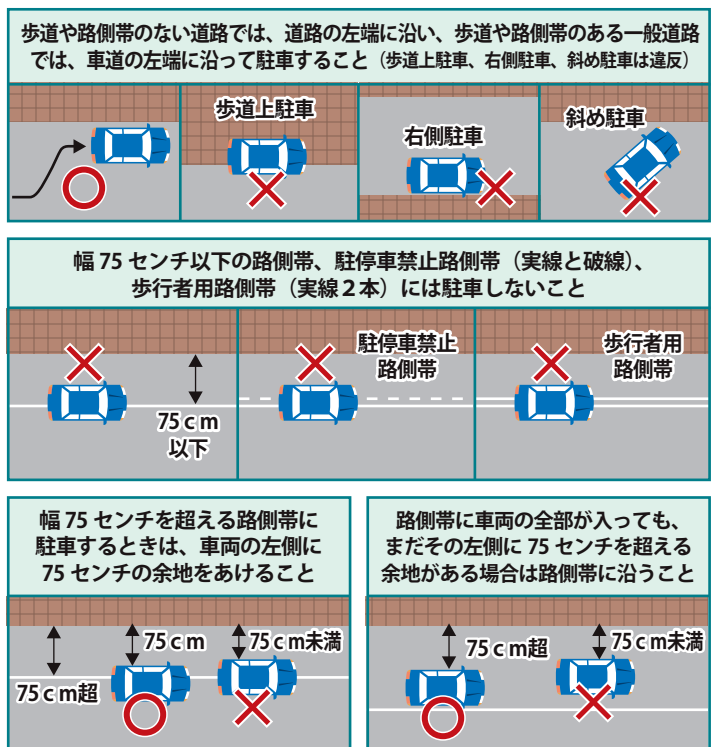
●駐車を禁止する場所（道路交通法第 45 条関係）

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く



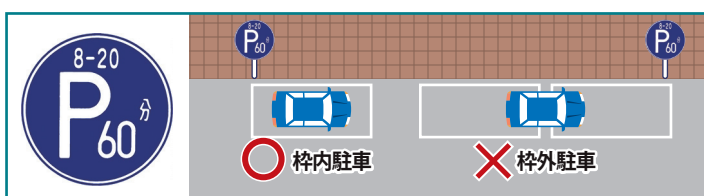
●停車又は駐車の方法（道路交通法第 47 条関係）

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く



●時間制限駐車区間における駐車の方法（道路交通法第 49 条の 3 関係）

（道路交通法第 49 条の 3 関係）



●自動車の保管場所について（保管場所法第 11 条関係）

保管場所としての道路使用の禁止



長時間駐車の禁止

※政令で定める場合を除く

